

# ロックアウト 解雇裁判 傍聴ください

# かいな

全日本金属情報機器  
労働組合(JMIU)  
日本アイビーエム支部  
東京都港区赤坂2丁目200番6  
川瀬ビル5F 〒107-0052  
TEL: 03-3583-9037  
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

## 解雇自由化への道許すな

### ロックアウト解雇裁判で意見陳述

2012年12月21日10時から東京地方裁判所103号法廷でIBMロックアウト解雇裁判の第1回口頭弁論が開かれました。100人程度が入る大法廷が満員になり、10人ほどの人が入延できませんでした。世間の関心の深さを伺わせました。

ここで原告3人と組合側弁護士が意見陳述を行いました。

#### 理不尽な解雇

最初にAさんは2008年に当時の所属部門の

2009年にはチームリーダーから感謝状と盾を授与されるほど評価されてきたことを話しました。それにもかかわらず、2012年7月に具体的な理由を告げられることなく解雇された理不尽さ、異様な長時間労働のために患っていたうつ病がさらに悪化したこと、収入を断られたため食費を一食300円以内に切詰めていること、同居して面倒をみている両親に心配をかけていることを訴えました。

#### 人員削減へ偽装解雇



続いてBさんは自ら経験したロックアウト解雇の乱暴さを訴えました。さらに業務能力不足を口実にして解雇予告通知を出しながら、退職加算金

と再就職支援を用意して自己都合退職に誘導する手法に疑問を呈し、人員削減のための偽装解雇の可能性を示唆しました。またBさんが以前から、

「同じ課で働いている請負社員が偽装請負ではないか」など、社内の不正を追求してきたことが解雇の原因ではないかと指摘しました。

#### 解雇自由化への道

最後に組合側弁護士が意見陳述を行いました。

「解雇理由が皆共通であり、抽象的であること」「Aさんを除く原告が、極めて短い期間で、自己都合退職か解雇かを選択させられたこと」の二点をあげました。そして本件解雇の本質

#### 不当労働行為発言

Cさんは、当時の上司が「組合に入っていると不利な査定がなされると」という事実を知っています

最後に組合側弁護士が意見陳述を行いました。

## 第2回期日

日時：2月18日(月) 10時

場所：東京地裁103号法廷

#### 解雇自由化の防波堤

組合はこの裁判を、解雇自由化を食い止めるための防波堤と考えています。いつ皆さんも同様の解雇通知を受取らないとも限りません。他人事と考えずに、組合に結集してみんなの雇用を守りましょう。そのためにも多くの社員の皆様に裁判の傍聴をお願いします。

第2回期日は2月18日10時から、同じく103号法廷で開かれ、会社側の反論準備書面が提出されます。

第2回期日は2月18日10時から、同じく103号法廷で開かれ、会社側の反論準備書面が提出されます。

ボ  
ノ  
報  
告  
レ  
ノ  
交  
交  
交代表選挙や  
延長協定で  
追及

12月19日第4回レノボ  
団体交渉(以下、団交と  
記載)が行われました。  
前回11月30日の団交に引  
き続き、①社員代表(従  
業員代表)選挙、②組合  
掲示板設置要求、③雇用  
延長協定について追及し  
ました。

人事部が仕切る  
おかしさ

まず、社員代表選挙に  
ついて新しい事実が判明  
しました。選挙権は役職  
に関係なく社員全員が平  
等であるべきなのにも関  
わらず、人事からマネー  
ジャー宛に、告示前に選  
挙の実施要項が伝えられ  
ていたことを認めました。  
これは明らかに公職選挙  
法違反です。

しかしレノボの選挙は、  
人事部が会社の都合のい  
い方法で実施しているた

め、このようなおかしな  
ことを平気で行い、それ  
がおかしいということに  
さえ気づかないのです。  
団交の席には人事の谷  
氏と宮原氏が出席してい  
ました。選挙は電子投票  
で行われ、それを一人で  
集計した宮原氏に回答を  
求めましたが、谷氏が組  
合を一喝し、宮原氏に一  
言も話をさせませんでした。  
会社の用意した回答  
書にない回答が出ること  
を警戒しているようです。  
谷氏が繰り返して読むだけ  
の回答書ですが、第三者  
の作成者がいることを示  
唆する発言がありました。

間に合うのか?  
雇用延長協定

また、本年4月1日よ  
り施行される改正高年法  
について、協定案のドラ  
フトを要求しました。  
しかしこれから作成に  
とりかかる準備をするこ  
とが難しくなりました。組合は、  
遅くとも1月半ばにドラ  
フトを提示し、組合と協  
議を行い、2月中に全従  
業員に告知するよう、会  
社に要求しました。

組合掲示板  
設置場所決定

次に、組合掲示板につ  
いて組合は、横浜事業所  
21階入り口の掲示板ド  
を指定しました。今後、  
組合からのお知らせを掲  
示いたします。

不誠実な  
対応に終始

団交に臨んでの会社対  
応についてもあきれれる発  
言ばかりでした。組合か  
らの要求書に対する回答  
に文書で送付することや、  
団交時にスケジュール帳  
を持参し、その  
場で次回団  
交の日程を決  
定できるよう  
にすることを  
要求しました。  
しかし会社  
は、「前日ま  
でに回答書を  
送らないこと、  
団交時に回答  
書を手渡すこ  
と、団交時に  
スケジュール  
帳を持ってこ  
ないことを以  
つて、直ちに  
不誠実団交を  
行っているこ  
とは言えない」と  
し、要求を  
退けました。  
しかし、こ  
のことは組合側に、会社  
の回答の対策を事前に立て  
させない、回答書に対す  
る質問を先延ばしにする、  
次回団交の日程を決定す  
る過程に時間を費やさせ  
るという、交渉の引き延  
ばしを図る不誠実団交で  
あることは明白です。会  
社がどのような態度を以  
て従業員に接している  
のかがうかがわれます。  
組合は、要求書に対す  
る回答が不十分であると  
して、旧年中に次回団交  
を開催するよう要求しま  
したが、全くの音沙汰な  
しであることを追記して  
おきます。

## 組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	LTS Ops. ITSO Ops.	杉野 憲作	1205-6550
本社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本社	SWG、グローバル・ライセンシング事業部、ELAソリューションズ	大場 伸子	1206-4650
幕張	TSL、第一Lotus TS	田中 純	1819-4224
幕張	IGA AS、イノベーション推進	高山 弘之	1804-8516
豊洲	TSL、ISEL・System技術	大岡 義久	1801-2359
豊洲	PLM SS、設計・開発SOL SVC	本間 孝之	1209-0231
名古屋	ISCJ、第二AS本部、第一AS部	板倉 浩	1209-2972
大阪	GFS、西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	1505-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	1505-4349
●組合事務所電話	03-3583-9037 火、水、金10時~16時		
FAX	03-5562-0853		
e-mail	jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP <a href="http://www.jmiu-ibm.org/">http://www.jmiu-ibm.org/</a>		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所	弁護士 水口 洋介 <a href="http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/">http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/</a> 東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。 (お手数ですが電話により予約をお願いします)	03-3355-0611代
---------	--	---------------

# JALでは違法、IBMは認めず

## 判断分かれる退職強要控訴審

2012年11月28日、日本航空（JAL）の短期契約客室乗務員（Aさん）の雇止め裁判の控訴審判決が東京高裁で言い渡され、地裁判決同様、当時の上司の退職勧奨が違法と認定されました。

一方、違法性が認められなかったIBM退職強要裁判は控訴審判決を不服とし、最高裁に上告し、その違法性の判断を最高裁の判断に委ねます。IBMでの退職強要への正しい判断が期待されます。

### 必要のない

#### 人員削減

このJALの雇止め裁判は、マスコミで大きく話題になっている146名の正社員の整理解雇裁判とは別の裁判です。しかし問題の根源は同じで、経営再建を迫られたJAL

JALが再建努力をアピールするために必要のない人員削減を強行し、正社員（1年契約）は雇止めにしたというものです。

#### 地裁で退職強要認定

Aさんは雇止め通知を受ける前にも、上司から執拗に退職を強要されてきました。そこで地位確認（職場復帰）と退職強

要による精神的苦痛に対する慰謝料請求を求めて、東京地裁に提訴しました。そして2011年10月31日に判決が言い渡されました。判決そのものは「Aさんの職場復帰を認めない」という不当なものでした。

Aさんは雇止め通知を受けては違法性を認めました。Aさんの上司が繰返し「い

Aさんの上司とJALに対して慰謝料の支払いを命じました。

#### 控訴審でも違法認定

そのため原告・被告の双方が控訴しました。東京高裁での控訴審判決も、「Aさんの職場復帰を認めない」という不当なものでしたが、退職勧奨については再び、違法性を認めました。

地裁判決に続き、当時の上司の退職勧奨が違法と認定され、JALと上司に慰謝料20万円ずつ（合計40万円）の支払いが命じられました。

#### IBM退職強要裁判判決の異様さ

一方、IBM退職強要裁判の控訴審判決は、会社の不当性を認めながら、「金銭賠償による慰謝を必要とする程度の精神的苦痛を与えているとは認め

めることはできない」として、慰謝料の請求を認めませんでした。「会社ぐるみ」で行われ

しかしIBMの退職強要の方がJALよりも熾烈を極めていたことは言うまでもありません。

「所属長の退職強要を拒絶すると、上長からサイドラインまで出てきて、複数人から退職を強要される」「最後は弁護士資格を持った法務担当取締役執行役員が登場し、「48時間以内には辞表を出さないと普通解雇する」と脅迫される」などの行為が

このようにIBM退職強要裁判の判決は他の退職強要裁判と比べても、会社側に偏った不当なものでした。この不当な判決を覆すべく、組合と原告4名は2012年11月13日に最高裁に上告しました。会社の退職強要・解雇攻撃を跳ね返すためにも、IBM退職強要裁判への支援をよろしく

お願いします。

### 盗撮男に罰金30万円の略式命令

盗撮事件を起こして、東京都迷惑防止条例違反で略式起訴された大歳卓麻元社長に対して、東京簡易裁判所は11月28日までに、罰金30万円の略式命令を出した。被害者の女性が被害届を出さなかったため、大歳元社長は逮捕されることはなかったが、司法の裁きを免れることは出来なかった。

しかし同じように盗撮事件を起こした警察官は、停職3カ月の懲戒処分を受け依願退職、判事は弾劾裁判を受けたのに、大歳元社長は最高顧問の辞任を認められ社会的制裁を受けることはなかった。この事実、みなさんはどう感じられましたか？



# 組合OB強力な支援約束

## 新春恒例の組合旗開きで

2013年1月5日、品川区中小企業センターに於いて、毎年新年早々に組合が行っている「旗開き」を開催しました。

今年も、いつもと違い組合OBがよびかけ人になり、OBと現役が合同

で参加する催しとなりました。

OBの方たちが、最近の日本IBMの動向を新聞、雑誌、テレビなどで見て、従業員が生活もままならないひどい状況におかれています。その中で組合が果敢に闘って入ることを知り、OBとして現役組合員を励まそうと企画してくれました。

そのよびかけ人代表挨拶は、1959年の組合創設時期からかわつてきた町田さんが行い、「解雇の攻撃は絶対に許す事はできない、OBも一緒に頑張って解決して行く」決意を述べられました。

その後、現役を代表して大副委員長が挨拶し、上部団体であるJMIUの委員長など来賓の挨拶と続き、現在

組合が行っている闘争の経過報告を行いました。

報告の後、乾杯となり、ピユッフエ形式でおいしい料理に舌鼓をうちました。

OBが参加しているためあちこちで「元氣だったか？」という声がかえり、大阪ともインターネットでも声と画像を繋ぎ、新年の挨拶を交わしました。

大いに食べて飲んで、多才な

OBによる踊りやピアノの演奏が披露され、厳しい情勢の中とはいえ気を許せる人たちの中で楽しい時間を味わうことができました。

最後に、「団結がんばろう」を行い、集合写真撮影をして、閉会となりました。あつという問の

よる合唱を行い、各自の組合の棒やOBと現役の棒を超えた団結を確認しました。

2時間半でした。この会の開催にあたり、今回は出席できなかったOBも含めた多くのOBから、現役組合員へ励ましのメッセージが届けられ、小冊子で配布されました。

### OBも多数参加し、合唱で団結を固める

よびかけ人代表挨拶は、1959年の組合創設時期からかわつてきた町田さんが行い、「解雇の攻撃は絶対に許す事はできない、OBも一緒に頑張って解決して行く」決意を述べられました。

その後、現役を代表して大副委員長が挨拶し、上部団体であるJMIUの委員長など来賓の挨拶と続き、現在

組合が行っている闘争の経過報告を行いました。

報告の後、乾杯となり、ピユッフエ形式でおいしい料理に舌鼓をうちました。

OBが参加しているためあちこちで「元氣だったか？」という声がかえり、大阪ともインターネットでも声と画像を繋ぎ、新年の挨拶を交わしました。

大いに食べて飲んで、多才な

OBによる踊りやピアノの演奏が披露され、厳しい情勢の中とはいえ気を許せる人たちの中で楽しい時間を味わうことができました。

最後に、「団結がんばろう」を行い、集合写真撮影をして、閉会となりました。あつという問の

よる合唱を行い、各自の組合の棒やOBと現役の棒を超えた団結を確認しました。

2時間半でした。この会の開催にあたり、今回は出席できなかったOBも含めた多くのOBから、現役組合員へ励ましのメッセージが届けられ、小冊子で配布されました。

### \*OBから現役組合員への激励メッセージ(抜粋)\*

- 希望こそ生命、闘ってこそ明日がある。
- IBMの非道な仕打ちに負けるな。共に頑張ろう。99%の国民を味方にして。
- IBMの組合が労働者の雇用と権利を守って闘っていることを誇りに思います。ますます団結を強めて前に進もう。
- 不当な「ロックアウト解雇」と果敢にたたかわれている皆さんの頑張りに心を動かされました。頑張ってください。勝利するまで支援しつづけます。
- 私もOB組合員としていっしょに闘っています。キビシイ時代ですが、組合に団結して戦えば活路は開けます。共に頑張りましょう。
- よい日々が送れますよう健康な心身を保ってください。
- 利潤追求のために労働者の生活を顧みない企業に未来はありません。日本経済も奈落の底に突き落とす解雇自由のIBMの労働者いじめは許せません。未来を作るのは労働者です。頑張りましょう！
- 「ロックアウト解雇」という新しい方法で行う解雇は絶対許せません。勝利するまで陰ながら応援します。
- 高校の同窓会で志位さんの国会質問を覗いていた男が「IBMのやり方はひどすぎる」と言いながら涙をふいていたのにおどろきました。一般の人にもそれくらいひどいと思われるIBMのやり方なので必ずやうち勝てると思います。がんばりましょう！
- 「解雇自由化」を狙う資本の横暴と果敢に闘っている現役組合員の皆さんの無闇に敬意を表します。微力ながら支援していきますので、一緒に闘いましょう。
- 三人の提訴者の方、ほんとうに大変な活動と思いますが、負けずに頑張ってください。陰ながら応援しています。
- 会社からの攻撃が相次ぐ中、ひるまずに奮闘できるように、強力に支援したいと思います。自分のため、家族のため、日本のためがんばろう。
- 今、不安と怒りで心が折れそうではないかと心配しています。家族の方の不安も大変だと思います。まずはご自分の健康に留意され、共に闘いましょう。
- IBMはやってはいけないことをやるブラック企業です。世界のIBM労組と連帯しながらILOへ訴えて、正していくことを提案します。「企業よ！ 信念を持って」はどこへ行ってしまったのでしょうか。